

あいちの山里地域共創創出事業業務委託基本仕様書

1 件名

あいちの山里地域共創創出事業

2 目的

あいちの山里^{*}は人口減少の加速や、少子高齢化の進行など地域経営をより一層困難にする変化がある一方、山村地域の魅力が再認識されるとともに、山村地域が持つ特徴が新たな価値として創造されるなど、地域の活性化につながる可能性がある変化も生じている。

ただし、地域住民には、地域が抱える課題を解決するための担い手が不足している上、そもそも課題自体を正確に把握できていない状況がある。また、地域の住民が自らが住む地域の魅力に気づいていないという問題もある。

そうした中で、企業等が実施する各種活動や大学研究室等が実施するフィールドワークを呼び込むことで関係人口を拡大させることに加え、地域内外の多様な主体が、それぞれが持つ資源（人員、人材、技術、資金等）を適切に組み合わせることにより、地域の課題を正確に把握し、解決していくことを目指す。

※ 岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

3 事業期間

契約締結日から2027年3月12日（金）まで

4 事業内容

- (1) 課題調査（ヒアリング等）
- (2) 課題に対応する大学研究室等の選定
- (3) 大学研究室等による調査・研究、課題解決に向けた取組の検討に対する支援
- (4) 活動報告会の実施
- (5) その他（上記（1）～（4）に係る付随業務）

5 業務委託の内容

- (1) 課題調査（ヒアリング等）
 - ア 各市町村を対象として、地域の抱える課題を拾い上げるためのヒアリング等を実施し、解決すべき課題を整理すること。
 - イ アで整理した課題を元に、市町村と調整の上、解決に向けて取り組むテーマの選定を行うこと。
- (2) 課題に対応する大学研究室等の選定
 - ア 各市町村で設定したテーマと研究の方向性が一致する大学研究室等を整理すること。
 - イ 市町村と調整のうえ、地域と連携して課題に取り組む大学研究室等を選定すること。

と。

ただし、県又は市町村等から連携する大学研究室等の希望・指定があった場合には、それを勘案すること。

(3) 大学研究室等による調査・研究、課題解決に向けた取組検討に対する支援

(2) により選定した大学研究室等による取組を支援すること。

・取組において、市町村を対象とした情報共有及び意見聴取して月1回程度を行うこと。

・大学研究室等の各取組について、実際に現地を訪れて行う調査・研究等を年6回程度実施すること。

(4) 活動報告会の実施

ア (3) により実施した調査・研究、課題解決に向けた取組について、名古屋市内等の会場で一般に広くPRする活動報告会を実施する。

イ アで実施する活動報告会について、動画等により記録する。

(5) その他(上記(1)～(4)に係る付随業務)

ア 記録の提出

受託者は、上記(1)～(4)における業務及び委託者との打合せ又は協議を実施したときは、その都度記録を作成の上、原則として3開庁日以内に委託者に提出すること。

また、受託者は委託者に代わって地元関係者や関係機関等との打合せ等に参加する場合、事前に委託者の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3開庁日以内に記録等を提出すること。ただし、緊急性が高い内容が含まれる場合は、速やかに委託者に一報を入れること。

6 その他

(1) 体制の整備

ア 本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置し、統括責任者は事業全体の管理を行い、事業の費用対効果が大きくなるよう努めること。

イ 本事業の窓口となる連絡担当員を1名配置し、連絡担当者は委託者と連絡を密にし、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を委託者に適宜報告すること。

ウ 参加者、参加団体、協力者、協力団体、協力施設、市町村等からの問合せ・苦情に対応できる体制を整えること。また、委託者から要請があった場合は、土曜・日曜・祝祭日等における問合せにも対応できるようにすること。

エ 問合せ・苦情を受けた際は、その日時、相手方の属性、問合せ・苦情の内容及び対応を記録し、速やかに委託者に報告すること。

オ トラブル等が発生した際は、直ちに委託者と連絡を取れる体制とすること。

(2) 委託者との調整・打合せ

ア 本事業の実施に当たり、委託者と十分に打合せ(オンラインでも可)を行うこと。

イ 打合せに当たっては、事前に議題及び要点等を明確化した打合せ資料を作成することとし、打合せ後は打合せ記録を作成すること。

(3) 市町村を始めとする地元関係者等(以下、「地元関係者等」という。)との調整

- ア 本事業の実施に当たり、地元関係者等と幅広く連携を図ること。
- イ 地元関係者等に対して本事業に係る依頼等をする場合には、委託者を通じて行うこと（委託者が承諾した場合を除く）。また、依頼等には十分な期間を設けること。
- ウ 本事業の実施に当たり、地元関係者等の意向を十分に反映させること。
- エ 委託者に代わって地元関係者等と打合せを行う場合、打合せ資料について事前に委託者の承認を得ること。併せて、事前に委託者の意向を十分に確認し、その意向に沿って適切に対応すること。また、打合せ後は打合せ記録を作成すること。なお、打合せの内容について緊急性が高い場合は、速やかに委託者に報告すること。

(4) イベント等の運営

- ア 必要な人員と体制を確保し、必要な資材等を調達するとともに、適正な管理を行うこと。
- イ 必要な許認可申請手続を経て実施すること。なお、手続は十分な時間的余裕を持って行うこと。
- ウ イベント等参加者や一般客の安全に十分配慮すること。

(5) 事業実施に伴う主な提出書類

- ア 「あいちの山里地域共創創出事業業務委託業務受託者募集要項」に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに、具体的な事業内容、実施時期（又は実施期限）、達成目標及び実施スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- イ イベント等の実施に当たっては、案内チラシ等を作成する場合は、イベント等を実施する日の1か月前までに委託者に提出すること。

(6) その他

- ア 本事業のほか、委託者が実施する他の山村振興事業や、市町村が実施する事業と積極的に連携をとって業務を進めること。
- イ 愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- ウ 「あいち山村振興ビジョン2030」及び国の地域未来交付金の趣旨に基づき事業実施に当たること。
- エ 受託者は、業務の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏えいがないよう機密保全に万全を期すこと。
- オ 本事業の制作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- カ 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- キ 受託者は、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること（契約期間終了後も含む。）
- ク 契約終了後、委託者及び他事業者が、次年度以降の業務内容を引き継げるよう、円滑な業務の移行について協力すること。
- ケ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。

7 事業報告書の提出

事業終了後、以下のとおり事業報告書を提出すること。事業報告書は、事前に県と内容を十分に調整したものとする。

(1) 提出物

ア 事業報告書

事業実績等を詳細にまとめたもの。提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番並びにインデックス等にて各項目の見出しを示す等、受取側が読みやすいものとする。

イ 打合せ資料及び打合せ記録簿

ウ 作成した動画やチラシ等の成果物

エ その他県が必要と指示するもの。

(2) 提出方法

CD-R 又は DVD-R の電子媒体 1 部に加え、(1) アは、紙媒体 A 4 判 2 部をあわせて提出すること。(1) ウ及びエが紙媒体で添付可能な場合は、これらも添付すること。

(3) 提出期限

2027 年 3 月 12 日 (金)

(4) 提出場所

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室